

日本産業規格

令和4年10月25日に下記の日本産業規格を確認したので、産業標準化法（昭和24年法律第185号）第19条の規定に基づき公示する。なお、下記の日本産業規格（まえがきを除く。）中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

令和4年10月25日

厚生労働大臣 加藤 勝信

記

確認された日本産業規格

（日本産業標準調査会審議）

左心補助人工心臓用脱血管のインビトロ（i n v i t r o）血栓性試験方法	T 0 4 0 3
生体組織採取用生検針	T 3 2 2 8
滅菌済み延長チューブ	T 3 2 6 5
血管用ガイドワイヤ	T 3 2 6 7
滅菌済み活栓	T 3 3 2 0
滅菌済み硬膜外麻酔用フィルタ	T 3 3 2 2
歯科－歯科器械の表面材料－消毒剤に対する耐久性 試験	T 5 1 1 0
歯科用回転器具－歯科用マンドレル	T 5 2 0 4
歯周用キュレット－G r タイプ	T 5 4 2 0
歯科－歯科用ユニット－エア－，水，吸引及び廃水 のシステム	T 5 7 0 2
歯科材料のX線造影性試験方法	T 6 0 0 6
歯科用磁性アタッチメント	T 6 5 4 3
吸入麻酔システム－第3部：麻酔用呼吸バッグ	T 7 2 0 1－3
医療用吸引器－第1部：電動式吸引器－安全要求事 項	T 7 2 0 8－1
麻酔及び呼吸に使用する呼吸回路フィルターろ過性 能以外の要求事項	T 7 2 1 2
眼光学機器－基本的要求事項及びその試験方法	T 7 3 3 2